

佐藤貞幹の自由教育論から

伊東富昭

「本員八固ヨリ自由教育ヲ可トスレトモ政府ハ干渉教育ヲ執レリ。」これは明治初期、自由民権運動家として活動した佐藤貞幹が一八八二（明治一五）年四月二七日の神奈川県会で述べた言葉である。県から提起された教育費の審議に際し、概ね予算削減が進められようとする局面における発言であった。

師範学校の校長や教員などの給料を検討する過程で、成内穎一郎から「師範学校ヲ横浜ニ置クハ郡村ニ対シ不適宜ナリ本員ハ之ヲ郡区ニ分離センコトヲ欲シ」、その場合は校長給料などの費日は削除という意見が出された。佐藤はこれに賛同し、調査委員の原案から校長給料を削除し、その他の費目を減額するなどという案に対しては、「其金額ニテハ閉校同様ニ為シ置クモノノ如シ此ハ却テ不経済ニシテ教員ノ如キハ節減シ得ヘカラサルモノナリ」と批判する。そのような修正案が出された理由を「郡区情態ノ異ルモノアルニ之ヲ連帯支弁ト為スニ基ク」からと指摘する。郡区の格差は「区ノ如キハ月々経費ニ残余アリト聞ケリ故ニ教員モ善キ者ヲ雇入ルヲ得ルト雖トモ郡村ニ至リテハ之ニ反シ教員ノ如キハ区ノ十分ノ一二モ及ハサル有様ナリ」と財政収入の差が大である。そこで冒頭の言葉に始まる対策が語られる。「其器具タル師範学校モ要サルヲ得ス仍テ若シ之ヲ放擲シ置ケハ自由教育ニモアラス干渉教育ニモアラス唯タ萎靡不振ノ状アルヲ見ルノミナラン故ニ郡区二分離セハ自然尽力スル者モアリテ其功ヲ奏スヘシト思考スレハ之ヲ分離シテ郡区ノ満足ヲ得セシメント欲スルナリ」（『東京横浜毎日新聞』一八八二年五月二八日）。

ところで佐藤の言う「自由教育」とは如何なるものだろうか。片桐芳雄は「初期教育会にみられるような、教員および地域の民衆が自主的な集団を形成し自らの生活に必要な教育を發展させる」「自由」、教員が政治にも積極的に関心をもち、それにかかわろうとする「自由」、教則を

地域の实情に應じて自主的に編成する「自由」等々、総じて「自由教育」と称されたこれらの主張は、植木枝盛起草の日本国憲案の第五九条「日本人民ハ何等ノ教授ヲナシ何等ノ学ヲナスモ自由トス」に典型化される」とする（『自由民権期教育史研究 近代公教育と民衆』東京大学出版会、一九九〇年刊）。明治政府の求める教育と民権家のそれが常に対立関係にあった訳ではないことは、片桐も指摘しているし、民権運動研究自体も政治的レベルでの同質性が確認されている。しかし新政反対一揆や困民党事件などに見られる民衆の意識は、教育・国政に対して、それらとは異なる要求があったことを示しているのではないだろうか。

昨年一二月一五日、教育基本法改悪法案が参議院本会議を通過し成立した。戦後、民主政治を実現するため、教育基本法第一〇条には、戦前の教育勅語に代表される国家主義教育など、国家権力の教育への介入を排除する目的で「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」とされた筈である。ところが、いつしか排除されるべきその国家権力は、教育現場で日夜苦闘する教職員らによつて組織される日教組こそが「不当な支配」を行つてきたと攻撃し、新教基法に「不当な支配」の文言は残しながらも、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」と、「国旗国歌法」を越えた日の丸君が代強制と同様に、国家権力の教育への介入をしやすくする道を作り上げたのである。安倍政権は、いよいよ本命の憲法改悪を任期中に実現させると氣勢を上げている模様である。しかし彼らが作ろうとしている「美しい日本」「希望の国」とは何なのか。戦後民主主義が危機を迎えている今こそ、我々が民主主義にふさわしい国民であつたか否かが問われることになろう。

（京浜歴史科学研究会事務局長 二〇〇七年一月七日記）